



島根県報

平成28年7月5日（火）

号外 第 135 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

土壤汚染対策法の規定による形質変更時要届出区域の指定

（環 境 政 策 課） 2

告 示

島根県告示第488号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、次のとおり土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により告示する。

平成28年 7 月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 形質変更時要届出区域

益田市多田町1番地の一部

2 形質変更時要届出区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

1・1—ジクロロエチレン、シス—1・2—ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びトリクロロエチレン